

第3

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
3	1	大臣許可等の面倒な手続きを要求されると、その段階で動物を放逐する飼い主がたくさん出てくる可能性が高い。こうした生物に関しては輸入禁止を先に徹底して行い、その次に飼育についての厳しい取り決めをした方がよい。	本法では、輸入と飼養等は同時に規制することとされています。なお、愛玩等の目的で飼養等されていた特定外来生物の遺棄や逸出を起こさないようにするため、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発に努める旨追加記述しています。	3
	2	現在はペット業界が以前より収益を伸ばしており、顧客のニーズも多様化していることから特定外来生物への指定が付加価値を付け、逆に予定以上の特定外来生物が国内に流入してしまうのではないかと。輸入はしたものの売却ができず、野外に放たれるケースが増加するのではないかと。	輸入に当たっては飼養等の許可を得ることが必要であり、心配には及ばないと考えます。	1
	3	近年、研究施設等からの流出が問題となるケースが多々あり、研究施設関係者等のモラルの低下も一因と考えられる。そこで、許可を与える条件として特定外来生物の駆除や講演会の参加を義務付けてはどうか。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
	4	飼養等に起因することについてのみ述べられているのは不足であり、他の輸入物等に付着した植物種子や動物の卵など、意図しない持ち込みによる特定外来生物の侵入が、意図された飼養等の結果と同等の被害をもたらす可能性があることをこの段で述べるほうがよい。	法律上、基本方針の第3の項目では「特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項」を記述することとされており、ここでは飼養等の意図的なものについて記述しています。非意図的なものについては、第5の項で記述しています。	1
	5	名無しのピラニアやガー・カミツキガメとかの危険動物はさすがに「チップやマーク・タグとかを埋め込むことを義務化して欲しい。誰が所有しているかとかで罰則もつけて。」	マイクロチップやタグなど、許可を受けていることを明らかにするための措置については、特定外来生物の選定に際して、個別に具体的な検討をすることとしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	6	ペットについて、むやみに輸入を禁止したりするべきではなく、生態系や人間に危害を及ぼす可能性がある生物の愛玩飼養については、その生物を終生飼育できると思われる人などのみに許可をし、また個体の登録などとし、飼養状況を把握すべきである。また、登録をせずに飼養を行ったり、登録していても野に放つ行為をした者には厳しい罰則などを設けるべきである。	本法では、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、その輸入や飼養等については、適切に管理できる者は許可することとしています。なお、愛玩目的の飼養等については、許可の対象としない旨、本基本方針案に記述しています。	2
	7	「一部の者が不十分又は不適切な管理の元...放たれることに起因」に関して、国家予算を使うのであれば、国民に対して社会的責任を負わせる必要が生じるのではないか。	本法の第16条において、防除の実施が必要となった原因となった行為をした者がいるときは、その費用の全部又は一部を負担させることができる旨規定されています。原因者が不明な場合は、実務者がその負担を担うこととなります。	1
	8	専門的な知識がなくてもその生物と判断がつく様に、その生物の特徴等の文書による説明・また図解等による資料を広く配布し、特定外来生物に対する取扱いの注意を広く公示する必要がある。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。	1
	9	専門的な者だけでなく、広く一般を対象とし、ライセンス制度等による許可の授与が特定外来生物への知識を広める為に望ましい。	愛玩目的の飼養は、許可の対象とはしないこととしています。	1
	10	主務大臣の許可による飼育許可に関しては専門的な部署等に任せるべき	法の運用に係る実務体制の整備に努めてまいります。	2
	11	外来生物が野放しにならないよう、輸入、飼育、繁殖の規制を厳しくされたい。	本法はご指摘の趣旨のとおり、野放しにならないよう特定外来生物の輸入、飼養等を許可制にしています。	1
	12	特定外来生物に指定された動物を保護した場合、また逸脱させてしまった場合の報告方法や一時保管場所の設定についての記述がない。	法の運用に係る具体的な内容については、本基本方針を踏まえて今後検討していくこととしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	13	「特定外来生物を飼養、栽培、保管又は運搬する行為は原則禁止とし」について、行為の事例の最初に「輸入」も含めるべき。	ご意見を踏まえ、修文します。	1
	14	第3柱書の2段落目に示された基本方針に賛成する。堅持されたい。	ご意見として承ります。	1
	15	特定された外来生物は徹底的に排除するべきであり、適切な管理や施設で飼養したからといって完璧でない。徹底的に排除できない外来生物に関しては、特定を見送るべき。	被害があれば特定外来生物の指定を考えるととなります。その場合の防除については、当該生物や地域の状況等を踏まえて、適切な目標を設定しつつ計画的かつ順応的に実施することが必要と考えます。	1
	16	飼養等に制限を掛けるとするのならば、それにより生計を立てている国民にはどのような補償がなされるのだろうか。	被害を及ぼすものについては、規制が必要と考えます。	1
	17	大衆的な生物が対象に認定されてしまった場合は完全な根絶が不可能と考えるが、このようにどこにでもいるものに対して許可が必要になるのか。	飼養等については許可制により管理を行い、野外に存するものについては、当該生物や地域の状況等を踏まえて、適切な目標を設定しつつ計画的かつ順応的に防除を実施することが必要と考えます。	1
	18	完全に閉鎖された水域等では認定された種類でも管理体制がこの事項を充たしていれば遊魚としての生息は可能なのか。	飼養等の許可基準については、個別の外来生物毎に検討することになります。	2
	19	一部の者が野外に放つだけならば、被害甚大になるほど増殖しないはずであり、はっきりした裏付けがないのであれば、この部分は削除すべき。	わずかな個体の野外放出でも数が増大し、被害を及ぼすおそれがあります。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	20	「飼養等の目的」は恣意的な解釈を排除する内容をもって厳しく限定列挙すべきであり、許可するにあたり、特定外来生物が野外に放たれた経緯を調査し、責任の所在を明確にするとともに、それが極めて悪質な場合は、目的如何にかかわらずそれを「禁止」とすべき旨、明記すべきである。	安易な飼養等に陥る可能性のある愛玩目的の飼養は許可の対象としないこととしています。	1
	21	特定外来生物が指定された場合、中には農林水産業者によって利益を出す為に導入された経緯を持つ生物も少なからずあり、「被害の多くは、一部の者が～」と片付けるのは安易な言いまわしである。	「一部の者」には農林水産業者も含まれ得ます。	1
	22	特定外来生物を飼養、栽培、保管又は運搬する行為は原則禁止とするところがあるが、生物を飼養することは個人レベルでは許可してもいいのでないか。	本法では個人か否かに関わらず、愛玩目的を除き、適正な飼養等が確保される場合には飼養等を許可することとしています。	1
	23	安易な飼育と愛玩飼育は必ずしも反する内容では無い。仮に、特定外来種となった生物を愛玩している者が、その案を機会に動物を見放す態度となる事にも成りかねない。	第3の1(6)において、国は特定外来生物の遺棄や逸出を起さないよう、関係機関の連携の元、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発等に努める旨修文します。	1
	24	本項がうたっている事は、環境省の目的のためであれば同調する個人・団体・企業は何をしても良いと言うことでは無いのか。そのような優先権を設定することが危険なこと。	本法では、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、その輸入や飼養等については、適切に管理できる者は許可することとしています。	1
	25	そもそも政府がなにもチェックせずに輸入の許可を与えたのではないのか。「特定外来生物による被害の多くは、一部の者が不十分又は不適切な管理のもと飼育した結果・・・」を削除されたい。	放出しないように適切に飼養していれば防ぐことができた被害であることに鑑み、このような記述としています。	1
	26	外来生物の飼育許可制度などを盛り込んでいる点は賛成。	ご意見として承ります。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
				31
3-1	(1)	1 方針案の原文では、「防除に伴う行為」以外の行為でも、「生物の遺棄や逸出の防止が図られている場合」には許可が不要である、と解釈される。このため、「許可が不要な場合として、防除に伴って許可を受けずとも…」に変更すべき。	「防除に伴う行為」以外として、例えば、本法に基づく防除ではないものの、他の法令に基づき特定外来生物の遺棄や逸出の防止が図られているものを一時保管する場合などは許可が不要と考えられます。	1
		2 他の法令や同等の権限により飼養が認められている特定外来生物の措置のため「他法令上の措置により飼養等が認められている場合は、この限りではない。」との条文を記述されたい。	他法令により本法と同等程度の規制がなされている場合には、そもそも特定外来生物の選定対象ではありません。他法令で飼養が認められているだけであれば、本法においても許可が必要です。	1
		3 許可不要の例外を設けるべきではない。遺棄や逸出等の防止や適正管理及び情報収集に役立てる必要があるため、特定外来生物を飼養等している場合、原則的にすべて許可制にすべきである。	許可の適用除外は本法に基づく防除や公的機関が取り扱う場合に限ることを考えており、必要な情報を得ることは可能と考えます。	1
				3
	(2)	1 「遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く」とあるが具体的な方法はあるのか。設備基準にも同じことが言える。	特定外来生物の飼養等を行う者がその生物が遺棄・逸出することをマイナスとする場合には抑止力が働くものと考えます。野外に出ないような施設、方法について、具体的には個々の特定外来生物の性質を踏まえ検討することとしています。	2
		2 持込自体を禁止して原産地にて研究させるべき。	特定外来生物が被害を及ぼすのは遺棄・逸出して野外に出てしまうことが原因であるため、持込自体を禁止せずとも飼養等の許可を得てきちんと飼うことが必要であると考えます。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	3	「生業」が許可対象とされているが、「生業」にいわゆる「ペット販売目的」が含まれるとすれば、そのペット販売業者等の取締は困難。このため、ペット販売目的を許可の対象としないこと、もしくは、ペット販売目的を許可の対象としないと解釈される表現とすべき。	動物園等に販売することを目的として許可をとることは可能ですが、ペット目的の飼養については不許可となり、ペットとしての販売はできないこととなりますので、敢えて修文する必要はないと考えます。	2
	4	特定外来動物を学術研究、展示、教育などでも使用を許可しないようにしてほしい。展示はなくても写真等でも見られますので、必要ないと思う。特定外来動物の飼育を一部許可するのであれば、飼育環境と飼育者が適切に飼育できているかの点検を具体的に決めるべき。	適切な飼養等を行うことができると認められる目的、施設、方法等の要件を満たしている者に限り許可することとしています。	1
	5	安易な飼育等による遺棄や逸出を理由に愛玩飼育等の目的を除外しているが、飼育目的で輸入販売される外来動物の生態や飼育方法の諸注意等、適正管理に対する指導が全くなく、また逸出時に対応する管轄行政もない中で拡大した問題である。動愛法に準じ、生存の機会を与える為の「保護目的の飼育」は、不妊化等を条件として許可すべきと考える。	単に「生存の機会を与えるため」だけでは目的がはっきりしないため、許可の対象とすることは困難と考えます。適切な飼養等を行うことができると認められる目的、施設、方法等の要件を満たして飼養等をする必要があります。	1
	6	逸出という点では、動物園等からの逸出による問題が実際に起きている。人が管理する以上100%はあり得ず、動物園等からは一度に多数の繁殖可能な個体が放たれてしまっている事を重視し、同じ問題が起こらないよう規制をしてほしい。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
	7	愛玩飼養等の中にはペット業者やペットショップといった「物流」過程も含まれることを明文化すべき。	愛玩目的の飼養については不許可となり、ペットとして販売することは実態としてできないこととなりますので、敢えて明文化はしておりません。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	8	「どのような外来種」でも愛玩目的の場合は購入時に「飼っている事を登録」制にして最後まで国が管理できるようにするべき。「愛玩目的」という項目は全て削除するか、飼っている事を証明して国が管理している事を記述されたい。(犬の登録からすれば簡単な事だと思う)	愛玩目的は許可の対象とはしないこととしています。	1
	9	後半の文章がまったく意味をなしていないように見えるのでわかりやすく書き直して欲しい。	安易な飼養等に陥る可能性のある愛玩目的の飼養は許可の対象としないこととしています。	1
	10	愛玩飼養について、飼育者は幼児から熟練者まで多岐に渡り、それら飼育者を画一的に括るのはおかしい。飼養経験が的確な飼養設備を有する者には飼育許可等を与えることとし、その際には個体識別の方法としてマイクロチップや入れ墨などの導入及び登録が前提となってもよい。	愛玩飼養について、初心者か熟練者かを仕分けすることは現実には困難と考えます。	1
	11	「愛玩飼養等の目的については許可の対象としない。」という一文を高く評価したい。	ご意見として承ります。	1
	12	「<本法に関連して特に必然性のある> 学術研究のほか、展示や教育、許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く生業などの場合に限り、飼養等の許可の対象とする…」とする。	飼養等の許可については、適切な飼養等を行うことができると認められる目的、施設、方法等の要件を満たしている者に限って行いますので、改めて「本法に関連して特に必然性のある」と付けることはないものと考えます。	1
	13	個人のペットとしての飼育やペット販売業に対し一方的な制限を加えるものであり関係者の理解が得られるものではない。	安易な飼養等に陥る可能性のある愛玩目的の飼養は許可の対象としないこととしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数	
	14	厳しい管理下で飼育していても逃げ出している例があることから安易に許可を出すべきではない。このため、次のように修正すべき。「十分な抑止力が働く生業などの場合に限り、 <u>特定の飼養等の許可の対象とすることとし、</u> 」	飼養等の許可については、適切な飼養等を行うことができると認められる目的、施設、方法等の要件を満たしている者に限って行いますので、改めて「特定の」と付けることはないものと考えます。	1	
	15	原文では意味するところが分かりにくいいため、「 <u>愛玩目的の飼養等については許可の対象としない</u> 」に変更すべき。	ご意見を踏まえ、「許可の対象としない」に修文します。	1	
	16	5種共同漁業権の漁種認定されている様な水域ではレジャーとしての飼養許可は下りるのか。	飼養等の許可基準については、個別の外来生物毎に検討することになります。	2	
				19	
	(3)	1	イの項目については確実にしてほしい。	参考にさせていただきます。	1
		2	「第三者が容易に特定外来生物に接触できない構造及び強度とすること。」については、外来生物に限った話ではないので削除すべき。	本法では、人の生命・身体への被害の防止も目的の一つにしていますので、人に危害を及ぼす外来生物について、容易に接触できない構造及び強度とする旨、記述しています。	1
		3	特定飼養等施設の施設基準に、飼養する特定外来種がみだりに繁殖できない構造であることを加えること。	繁殖抑制に関しては、施設基準としてではなく、第3の1(5)のウに飼養等の方法として、みだりに繁殖させることのないよう適切に行う旨記述しています。	1
		4	許可を受けていることを明らかにするために、施設が目立つ位置に「許可済」の標識を示すように義務付けて頂きたい。	ご意見の趣旨は原文に含まれているものと考えます。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数	
	5	特定外来生物との接触は人体に危険が及ぶものではない、危険特定飼養等施設の施設基準は動物愛護の観点からこのような規定は記載すべきではない。特定外来生物と人体が危険にさらされる危険生物との区別がいい加減ではないか。	本法では、人の生命・身体への被害の防止も目的の一つにしていますので、人に危害を及ぼす外来生物について、容易に接触できない構造及び強度とする旨、記述しています。	1	
				5	
	(4)	1	「必要に応じ」条件を付すとされているが、外来生物の輸入から死亡等に至る経過を把握するためには、届出ないし報告を原則とすべきである。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	2
		2	特定外来種の繁殖は特に許可された場合に限るべきであると考え。許可条件に、「原則として、飼養する特定外来生物を繁殖させ、あるいは異種と交配させないことを条件とすること」を含めること。	繁殖抑制に関しては、施設基準としてではなく、第3の1(5)のウに飼養等の方法として、みだりに繁殖させることのないよう適切に行う旨記述しています。なお、許可された特定外来生物の飼養等について、繁殖が認められる場合には、みだりに繁殖させることのないよう旨修正します。	1
				3	
	(5)	1	飼育等におけるタグの取り付けなどについて個体管理から非常に良いことであり、タグの内容等早期検討を行い実施すべき。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
		2	外来生物に限らず、特に犬には、国内の犬であってもマイクロチップを義務付けした方がよい。	ご意見は、施策の参考にさせていただきます。	1
		3	識別措置については、マイクロチップ、タグ、脚環等の生物の生長時間に支障をきたすような措置は、動物愛護の観点からできるだけ避けていただきたい。そのため記述についても削除を検討されたい。	識別措置については、特定外来生物の適切な管理の観点から必要なものです。その具体的な措置は、対象となる外来生物に応じて措置することとしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	4	基本的に外来生物の繁殖は行うべきではなく、どうしても繁殖をさせる必要がある場合のみ認可制にすべきである。	許可された特定外来生物の飼養等について、繁殖が看取る裸れる場合には、みだりに繁殖させることのないよう行う旨修文しています。	1
	5	ウについて、「飼養する特定外来生物の繁殖が許可された場合には、」を本文の前に加える。	〃	1
	6	許可を受けていることを明らかにするために、施設が目立つ位置に「許可済」の標識を示すように義務付けて頂きたい。	ご意見の趣旨は原文に含まれているものと考えます。	1
	7	点検を定期的に行う、だけでは当該義務を担保するとは思われないため、概ねの期間を示すべき。	飼養等の許可に係る条件については、個別の外来生物毎に検討することになります。	1
	8	必ずしも繁殖を行う必要性が認められないため、「繁殖の回避又は計画的な繁殖を行う」に変更するべき。	学術研究等で繁殖を行う場合はあり得ると思います。	1
				8
(6)	1	指定前より愛玩目的等で飼養されていた特定外来生物については、適正な施設基準を確保できない場合は国の責任で引き取る等の措置をとらないと飼養者による放逐が行われるおそれがあるので対応を検討して欲しい。	国は特定外来生物の遺棄や逸出を起ささないよう、関係機関の連携の元、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発等に努める旨修文します。	5
	2	対象生物が死んでも許可証明書とマイクロチップやタグなどのセットだけが使い回されることがある。斑紋の違いや細かい特徴などを文章化し、その部分のクローズアップ写真等を添付して許可申請とすれば、かなりの不正防止策になる。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	3	個体に子供が生まれた場合の対処について明確にすべき。	現在飼養等している個体一代限りの飼養ですので、繁殖させないような方法で飼うことを条件として許可することを考えています。	1
	4	飼養は同個体一代限りとし、繁殖や民間での譲渡を禁じ、届け出・報告を義務づける等の文言を付加すべき。ただ、過度な義務づけは、場合によっては逆に特定外来生物の逸出につながるおそれもあるので、より検討される必要がある。	ご指摘の趣旨は記述に含まれているものと考えます。なお、遺棄や逸出を起ささないよう、関係機関の連携の元、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発に努める旨修文します。	3
	5	特定外来生物の指定前から飼養されていた個体について、飼養に必要な施設や経過措置等について、国民への情報提供を十分に行うとともに、飼育困難となった場合の受け皿等を整備するなど、法施行に伴う遺棄等を未然に防ぐことが重要である。	国は特定外来生物の遺棄や逸出を起ささないよう、関係機関の連携の元、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発に努める旨修文します。	3
	6	飼養責任者や飼養される外来生物の種・個体数、飼育状況の登録の措置が必要。	ご指摘の点は、許可の内容に含まれることとなります。	1
	7	逸出の恐れがある場合には、飼養設備の改善勧告(公的負担が必要かもしれない)の措置が必要。	法第6条に基づき、適切に措置することとしています。	1
	8	子孫を残さないようにするため、不妊手術または雌雄を隔離した飼養等の繁殖の制限を銘記(場合によっては公的負担が必要かもしれない)の措置が必要。	繁殖抑制に関しては、施設基準としてではなく、第3の1(5)のウに飼養等の方法として、みだりに繁殖させることのないよう適切に行う旨記述しています。	1
	9	飼養状況の定期報告の措置が必要。	飼養状況の定期報告までは必要ないと考えておりますが、個体の死亡など必要な場合の報告については検討したいと考えます。	1
	10	被害が出ているのであれば、このような線引きはするべきではない。またこのような状況にこそ、遺棄・逸出のないよう取り決めをきめるべきである。	当該箇所については、既に愛玩飼養されているものについて、遺棄・逸出のないよう管理する趣旨で記述をしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	11	愛玩目的は、ほとんど個人であり、地方自治体が確認できる体制がない限り把握できない。むしろ国が一時的に回収できる体制を用意すべきであるため、「(6)その他」のような適用除外項目は、明記すべきではない。	現状で多数飼養等されている愛玩目的の外来生物について、特定外来生物に指定された場合、遺棄や逸出が頻繁に起こることが想定されるため、現在飼養等している個体一代に限り適切な飼養等を行うと認められる場合に許可をすることとしています。なお、遺棄や逸出を起こさないようにするため、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発に努める旨の追加記述を検討しています。	2
				20
3-2	1	不必要な殺処分を防止するため、実施する場合は環境庁等国に申請・許可後とすべき文言を追加願う。	殺処分に係る許可はなく、この基本方針の考え方に沿って適切に対処がなされるよう、普及啓発に努めたいと考えています。	2
	2	苦痛を与えない方法について、動物の気持ちは人間は分からないのだから、客観的に残虐な方法では処理しないなど、客観的な判断基準にした方が良い。	個体の処分については、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行われることが必要と考えます。	3
	3	できる限りも何も苦痛を押し量ることは不可能。	〃	2
	4	人間の都合で物言わない生き物を処分するなんて権利が人間にあるのでしょうか。	ここではやむを得ず殺処分しなければならない場合の考え方について述べています。	5
	5	個体の処分について、「適切」では、心情的判断により評価が振れるため「…合理的な…」とすべき。	個体の処分については、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行われることが必要と考えます。	1
	6	個人が誤って捕獲した場合、生き物を殺すことを推奨するのはやめてほしい。	ここではやむを得ず殺処分しなければならない場合の考え方について述べています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	7	私達が捕獲した外来生物が殺処分されるのなら、事前にどのような基準で殺されるのかを告知しておくことが国としての義務だと思う。	個体の処分については、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行われることが必要と考えます。	1
	8	ムダにしないように食用や飼料、肥料等への活用について規定しておかないと問題が出る可能性があるのではないか。	〃	2
	9	殺処分はできるだけ苦痛を与えない適切な方法というのを具体的に明記してほしい。	〃	5
	10	「人の生命・身体に直接危害を及ぼす外来生物については殺処分も検討する。」等の殺処分しなければならない場合については記述の必要がある。(みだりに生物の命を奪うことのないよう文言には十分注意されたい。)	人の生命・身体に直接危害を及ぼす外来生物だけでなく、特定外来生物について、やむを得ず殺処分しなければならない場合があると考えています。	3
	11	個体の処分に関しては、現状適切とは思えない。実際、環境保全という正義の名の下に外来魚を防除されている方々を見るが、廃棄物と同じレベルでの扱いである。外来魚を蹴って、コンクリートの上に置くことは私は適切とは感じない。	ご意見として承ります。	1
	12	苦痛を与えないように殺すのには相当のテクニックが必要であり、こんなことを法律で定めるくらいなら、専門業者に引き渡す等のと引きめとした方がよい。	今後の本法の運用に当たり参考にさせていただきます。	1
	13	倫理面からも教育上も、原則として殺さない方法で解決することという文言を入れるべき。	ここではやむを得ず殺処分しなければならない場合の考え方について述べています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		14 一般人には外来生物を適切に処分する手段も、能力も、義務もない。外来生物を駆除し処分する人間は、然るべき技術を要し、それに対する技術を持って、行政に任命された者であるべきだ。	個体の処分については、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行われることが必要と考えます。	1
		15 殺処分するかどうかの前提条件として、逸脱しないことを前提として譲渡や指定領域での飼育など可能な限り殺処分をさける事を明記すべき。	ここではやむを得ず殺処分しなければならない場合の考え方について述べています。	1
		16 「特定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、＜獣医師、保健所等の行政機関にも相談の上、＞できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。」とする。	今後の本法の運用に当たり参考にさせていただきます。	1
		17 殺すのなら、苦痛がどのと言う前に安く済む方法を選ぶべきだが、客観的な見方から言えばこれは国民の税金無駄使い。このようなことから殺処分が正しく行われるとは思えず、出来る見込みのないことを案に上げるなどということはおかしい。	個体の処分については、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行われることが必要と考えます。	1
		18 外来生物被害というのは輸入時に防ぐことが一番であり、輸入者の負担が過度に増加しないような配慮は必要ない。負担が大きければ大きいほど海外からの野生生物の輸入は減ると思う。	本法では特定外来生物を適正に飼養等することが認められる場合に限り許可をし、輸入を認めています。	1
				33
3-3	1	特定外来生物の輸入禁止の徹底は賛成。ただし、具体的な内容がないのではっきりさせて欲しい。	具体的な内容については、今後、関係府省と調整し、検討していくこととしています。	3
	2	「関係府省で連携し輸入の禁止の徹底に努める」ではなく「～輸入禁止を徹底する」という強固な対応を望む。	〃	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	3	特定外来生物に指定されたものだけを輸入禁止にするのではなく、ペット用の動物は原則輸入禁止にするべき。	本法では、被害を及ぼす外来生物を対象としています。	1
	4	同様に海外各国と同調し、国内在来種の輸出に対しても規制すべき。	本法では、海外からその本来の分布域を越えて我が国に導入される生物を対象として扱っております。	1
	5	特定外来種以外の生物に対しても誰がどの様な経緯で輸入したかまたその識別サンプルまたは情報の保存をすべき。	ご意見は、今後の施策の参考とします。	1
	6	主として愛玩用に大量に販売されている生物については未判定生物と同様な扱いとして輸入を制限し、飼育頭数の死亡による自然減を待ち、飼育下の数が減った上でも問題が続くようであれば特定外来生物に指定するのが現実的と思われる。	安易な飼養等に陥る可能性のある愛玩目的の飼養は許可の対象としないこととしています。	1
	7	「許可を受けていない者により特定外来生物を我が国へ導入させることがないようにするため、関係府省で連携し輸入の禁止の徹底に努める」とともに、外来生物の輸入実体の把握につとめ、問題の発生時には迅速に対応できるような体制を取れるように努める。」とする。	ご意見は、今後の施策の参考とします。	1
				9
3-4	1	当該項目を悪用し「公的機関への引渡し」と銘打って在来生物も含め乱獲される可能性があるため、この項目は削除すべき。もしくは「公的機関(国であり地方自治体以外)指示のもと譲渡し引渡しを行う場合」と修正願う。	運用に際し、十分注意いたします。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	2	個人への制限を行うべきではない、「リスクゼロ」などあり得ないのだから一方的な譲渡禁止は行うべきではない。	本法では個人か否かに関わらず、適正な飼養等が確保される場合には飼養等を許可し、譲渡しができることとされています。	1
	3	生息が確認されている生物は除外すべき。	被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある生物に対しては、対応が必要です。	1
	4	記載内容は実質的に例外規定であるため、「譲渡し等の禁止の例外」に変更すべき。	法律の条項に沿った項目名としています。	1
				4
3-5	1	「特定外来生物を捕獲又は採取した直後に放つ等の行為は本法第9条の対象とならない」という記述に賛成であり、当該記述を修正しない様に要望する。	ご意見として承ります。	215
	2	「捕獲又は採取した直後」ということを明確にするため、「捕まえた野生生物はなるべく速やかにその場に放つように」と推奨してほしい。	法律の解釈について述べているところであり、推奨する内容のものではありません。	1
	3	その場で放すことが違法でないことについては、特定の種の「キャッチ&リリースの推奨」とも捉えかねない。目撃情報や捕獲情報から新たな外来生物の情報が判明する面もあり、すぐに逃がすのではなく関係機関への情報提供や届出等がなされるべき。	法第9条の規制は、飼養等されていない個体を捕獲等してその場で放つ行為は対象となりません。このため、そのことを誤解されることのないよう、基本方針で記述しておくものです。キャッチ&リリースの推奨をしているものではありません。	1
	4	捕獲直後に「放つ等の行為は本法9条の対象とはならないが」の表現は、法の趣旨からして違和感があり、削除すべきである。	法第9条の規制は、飼養等されていない個体を捕獲等してその場で放つ行為は対象となりません。このため、そのことを誤解されることのないよう、基本方針で記述しておくものです。	13

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	5	植えること又はまくことの禁止は誤解をまねくのではないか。管理されていない野外に植えること又はまくことの禁止はいかがか。	「植えること又はまくこと」は管理されていない野外であれ問題があります。	1
	6	「遺棄や逸出を防ぐこと」は説明する必要があるほど基本的なことであり、「防止する上で最も重要なこと」の「最も」を削除すべきである。	特定外来生物による被害の多くは、遺棄や逸出等によって野外に放たれることに起因しておりますので、遺棄や逸出等を防ぐことが「最も重要なこと」としています。	2
	7	最も重要なのはあくまで持ち込まないこと。	遺棄や逸出が被害の直接的な要因となります。	1
	8	「譲渡し等」の中には「移殖」を明記すべきである。	移植は「飼養等」の「等」に含まれ、「譲渡し等」ではなく、運搬し放つことに該当します。	2
	9	生態系を攪乱しているオオクチバス等の魚を釣り上げた後の再放流についても適用されるなら問題ない。	捕獲した直後に放つ行為は、法第9条の対象とはなりません。	2
	10	野外に放つ行為を例外なく禁止することに賛成する。堅持されたい。	ご意見として承ります。	2
	11	キャッチ&リリースを認容することになり、法目的に反するので、段落全体を削除し、捕獲又は採取後の放出を禁止すべき。引き換えに、意図せざる捕獲の場合の殺傷が違反とならないよう関連法の手当が必要。	法第9条の規制は、飼養等されていない個体を捕獲等してその場で放つ行為は対象となりません。このため、そのことを誤解されることのないよう、基本方針で記述しておくものです。	1
	12	キャッチ&リリースを禁止している条例があるのにこの法律では容認している。条例と法律が矛盾していて混乱を招くのではないか。	本法では捕獲した直後に放つ行為は、対象とはなりません。が、条例でキャッチ&リリースを禁止していることについては、外来生物の防除の観点から行われるものと考えられ、矛盾するものではありません。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	13	捕獲直後に放つ等の行為を除外することで、例えばブラックバスを対象と考えた場合、各自治体でキャッチアンドリリースを禁止した条例や取り組みがあるなかで、矛盾と混乱が各地域で生じ、キャッチアンドリリースを助長することが予想される。よって、この一文は削除すべきである。	法第9条の規制は、飼養等されていない個体を捕獲等してその場で放つ行為は対象となりません。このため、そのことを誤解されることのないよう、基本方針で記述しておくものです。	1
	14	生物の拡散が起こらない閉鎖領域、または逸脱に対する対策が行われている場合は除外すべき。	飼養等施設の外に放つ行為は禁止です。	1
	15	「捕獲採取した直後に、所持したまま他の場所に移動して放つ等の行為」の規定がないので、「特定外来生物を捕獲又は採取した直後に<その場所に>放つ等の行為」とする。	ご指摘の「移動」は「運搬」と同義と考えられますので、「飼養等」に含まれます。	1
	16	外来生物の移動は、もっとも慎まなければならない行為であるため、「……捕獲又は採取後の特定外来生物の移動および飼養等や譲渡し等については、引き続き本法の規制が適用されることに留意する。」に修正すべき。	ご指摘の「移動」は「運搬」と同義と考えられますので、「飼養等」に含まれます。	1
	17	「特定外来生物を取り扱っている者がその管理を……」の管理とは具体的にどの範囲までをいうのか。	飼養、栽培、保管又は運搬を行う際に適切な方法で行うことを言います。	1
	18	漁種認定されている様な有効利用を掲げる水域に、自治体、漁協、他、任意の第三者または団体が移植する行為はどうか。	飼養等の許可基準については、個別の外来生物毎に検討することになります。	1
	19	「直後」は「後」とし、捕獲又は採取した後にその生物をどのように扱うかは、捕獲又は採取した者が判断できることを明確にするべきである。	本法では捕獲した直後に放つ行為は対象とはなりませんが、保管や運搬については本法の規制が適用されます。	1
				250